

# おおい町お試し移住体験事業実施要綱

平成28年6月22日  
告示第 205 号

改正 平成29年9月1日告示第203号  
平成30年9月10日告示第197号  
令和5年4月1日告示第 号  
令和5年7月24日告示第163号

## (目的)

第1条 この要綱は、町外から本町への移住を検討している者等(以下「移住検討者等」という。)が本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅(以下「お試し住宅」という。)の使用に関し必要な事項を定めることにより、本町への移住の推進を図り、もって本町への人口流入を促進することを目的とする。

## (お試し住宅)

第2条 お試し住宅は、移住検討者等に対し、本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅として、第6条に規定する期間使用させるものとする。

2 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
やまぼうし	おおい町三森 24-2-1
い が み	おおい町名田庄井上 18-6-1

## (対象者)

第3条 お試し住宅を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 移住検討者等であって、事前に町に対して移住に関する相談を行った者及びその家族
- (2) その他、本町への移住促進、体験交流、情報発信に向け町長が特に使用を認める者

## (使用の申込み)

第4条 お試し住宅を使用しようとする者(以下「申請者という。’)は、使用を開始する日の7日前までに町長に対し、おおい町お試し住宅使用申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

(使用の承諾)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、お試し住宅の使用を承諾したときは、当該申込書を提出した申請者に対し、おおい町お試し住宅使用承諾書(様式第2号。以下「承諾書」という。)を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 お試し住宅を使用することができる期間(以下「使用期間」という。)は、3日以上7日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- 2 使用期間の始期及び終期は12月29日から翌年1月3日までの日を除いた日とする。

(賃貸借料等)

第7条 お試し住宅の貸借料は、無料とする。

- 2 お試し住宅の使用に伴う飲食費並びに消耗品費(日常生活に係るものに限る。)、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)に使用させないこと。又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (3) 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を使用させないこと。
- (4) 留守時又は就寝時には必ず施錠すること。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (6) 清掃、除草及び除雪を適宜行うこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) お試し住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得ること。
- (9) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、住環境を整備すること。

(行為の禁止)

第9条 使用者は、お試し住宅及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の展示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為

(承諾の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾を取り消すことができる。

- (1) 前2条の規定に違反したとき。
- (2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。

(明渡し)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は承諾が取り消されたときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定に基づく原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

(立入り)

第12条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、当該お試し住宅に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、お試し住宅、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅内で発生した事故に対しては、町はその賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅の使用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月22日から施行する。

附 則 (平成29年9月1日告示第203号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のおおい町お試し移住体験事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成30年9月10日告示第197号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年9月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のおおい町お試し移住体験事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和5年4月1日告示第 号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月24日告示第163号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のおおい町お試し移住体験事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

おおい町長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

連絡先

## おおい町お試し住宅使用申込書

お試し住宅を使用したいので、おおい町お試し移住体験事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

また、本申込みに伴い、おおい町が暴力団を排除するための措置を講じるため必要がある場合は、この申込書に記載した事項をもって小浜警察署に照会されることについて同意します。

使用者 (代表者)	ふりがな 氏 名		年齢		職業	
	住 所	〒 ー				
	電話番号	携帯	ー	ー	自宅	ー
	メールアドレス					
使用者 (代表者以外)	氏名	住所			年齢	職業
使用住宅名称						
使用期間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで					
住宅を使用する 目 的 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> おおい町での暮らし体験 <input type="checkbox"/> 移住に向けた情報収集 <input type="checkbox"/> 移住後の住まい探し、仕事探し <input type="checkbox"/> 体験交流、地域活性化に係る研究活動 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入して下さい) [ ]					
添 付 資 料	使用者 (代表者) の身分証明書の写し (1部) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
ご要望・ご質問 等						

※ 本申込書に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律及びおおい町個人情報保護法施行条例の規定に基づき、本事業の目的以外に利用しません

第 号  
年 月 日

様

おおい町長

おおい町お試し住宅使用承諾書

年 月 日付けで申込のあったおおい町お試し住宅の使用について、おおい町お試し移住体験事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり承諾します。

記

- 1 使用者代表 氏 名  
住 所
- 2 使用承諾施設 名 称  
所在地
- 3 使用承諾期間 年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで
- 4 遵 守 事 項
  - 1) おおい町お試し移住体験事業実施要綱第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。
  - 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと。又は自らが暴力団員として使用しないこと。
  - 3) 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を使用させないこと。
  - 4) 留守時又は就寝時には必ず施錠すること。
  - 5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

- 6) 清掃、除草及び除雪を適宜行うこと。
- 7) ごみを適切に処理すること。
- 8) お試し住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得ること。
- 9) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
- 10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、住環境を整備すること。

## 5 禁 止 行 為

- 1) 寄付の募集その他これに類する行為
- 2) 事業又は営業
- 3) 興行、展示会その他これに類する催し
- 4) 文書、図画その他の物の展示又は配布
- 5) 政治活動又は宗教活動
- 6) 動物の飼育
- 7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- 8) 建物の建築又は工作物の設置
- 9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為